

北栄町介護予防・日常生活支援総合事業 介護報酬単価の考え方について

総合事業のサービス内容の概要(北栄町)

訪問型サービス・通所型サービス

- ① 平成28年3月以前の介護予防
訪問介護・介護予防通所介護
に相当するサービス
- ・介護予防訪問介護相当サービス
 - ・介護予防通所介護相当サービス

- ② 多様なサービス
- ・通所型サービスA
 - ・通所型サービスC
(短期集中予防サービス)

一般介護予防事業
町が実施する「こけないからだ講座」など

介護予防訪問介護相当サービス①

◎「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、原則として1回あたりの単価設定による報酬を用いる こととします。

区 分	単 位 数	利用者
週に1回程度	<u>266単位／回</u> ※1ヶ月の提供回数が4回までの場合 <u>1,168単位／月</u> ※1ヶ月の提供回数が5回以上の場合	事業対象者 要支援1・2
週に2回程度	<u>270単位／回</u> ※1ヶ月の提供回数が8回までの場合 <u>2,335単位／月</u> ※1ヶ月の提供回数が9回以上の場合	事業対象者 要支援1・2
週に3回以上 (週に2回を超える程度)	<u>285単位／回</u> ※1ヶ月の提供回数が12回までの場合 <u>3,704単位／月</u> ※1ヶ月の提供回数が13回以上の場合	事業対象者 要支援2

介護予防訪問介護相当サービス②

原則として、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求します。

【例1】 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。
→ 266単位×4回

【例2】 週に1回程度の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。
→ 1, 168単位

【例3】 週に2回程度の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。
→ 270単位×8回

【例4】 週に2回程度の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。
→ 2, 335単位

【例5】 週に2回程度の利用者で、1月に9回サービスを提供する予定であったが、
体調不良により、1月に3回の提供となった。
→ 270単位(週2回程度の回数単価)×3回

介護予防訪問介護相当サービス③

支給区分(1週間のサービス回数)

あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週間あたりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置づけてください。

利用者の状態像の改善、または、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分(＝週1回程度、週2回程度等)において想定されたサービス提供と変動することがあり得ますが、その場合であっても、月途中の支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び訪問型サービス計画を定める必要があります。

【例1】 事業対象者で、1週に1回の提供を予定していたが、状態の悪化に伴い
1月に6回サービスを提供した。

→ 「1週に1回程度」として、1, 168単位を算定

【例2】 事業対象者で、1週に2回程度の提供を想定していたが、状態の改善に伴い
1月に4回サービス提供した。

→ 「1週に2回程度」として、270単位(週2回程度の回数単価) × 4回を算定

介護予防通所介護相当サービス①

◎「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、
原則として1回あたりの単価設定による報酬を用いることとします。

区 分	単 位 数
要支援1 事業対象者 (週に1回程度)	<u>378単位／回</u> ※1ヶ月の提供回数が4回までの場合 <u>1,647単位／月</u> ※1ヶ月の提供回数が5回以上の場合
要支援2 事業対象者 (週に2回程度)	<u>389単位／回</u> ※1ヶ月の提供回数が8回までの場合 <u>3,377単位／月</u> ※1ヶ月の提供回数が9回以上の場合

介護予防通所介護相当サービス②

原則として、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求します。

- 【例1】 要支援1の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。
→ 378単位×4回
- 【例2】 要支援1の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。
→ 1, 647単位
- 【例3】 要支援2の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。
→ 389単位×8回
- 【例4】 要支援2の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。
→ 3, 377単位
- 【例5】 要支援2の利用者で、1月に9回サービスを提供する予定であったが、
体調不良により、1月に3回の提供となった。
→ 389単位×3回

介護予防通所介護相当サービス③

事業対象者のサービス提供回数変更による支給区分の変更

利用者の状態像の改善、または、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定されたサービス提供回数と変動することがあり得ますが、その場合であっても、月途中の支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び通所型サービス計画を定める必要があります。

【例1】 事業対象者で、週に1回の提供を予定していたが、状態の悪化に伴い
1月に6回サービスを提供した。

→ 「1週に1回程度」として、1, 647単位を算定

【例2】 事業対象者で、週に2回程度の提供を想定していたが、状態の改善に伴い
1月に4回サービスを提供した。

→ 「1週に2回程度」として、389単位×4回を算定

利用者との契約について

総合事業によるサービスの提供には、次のものが必要

- ①重要事項説明書の交付・説明・同意
- ②利用者との契約

◎介護予防訪問介護、介護予防通所介護の提供にかかる契約は、
「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に関する事項なので、
総合事業には適用されません。

◎1回あたり単価設定を導入しますので、利用料に変更が生じることに注意してください。